

# 逗子市 まちのルール 自治基本条例とは何か



相模女子大学社会マネジメント学科 松下啓一

# 自治基本条例とは何か 2つの系譜

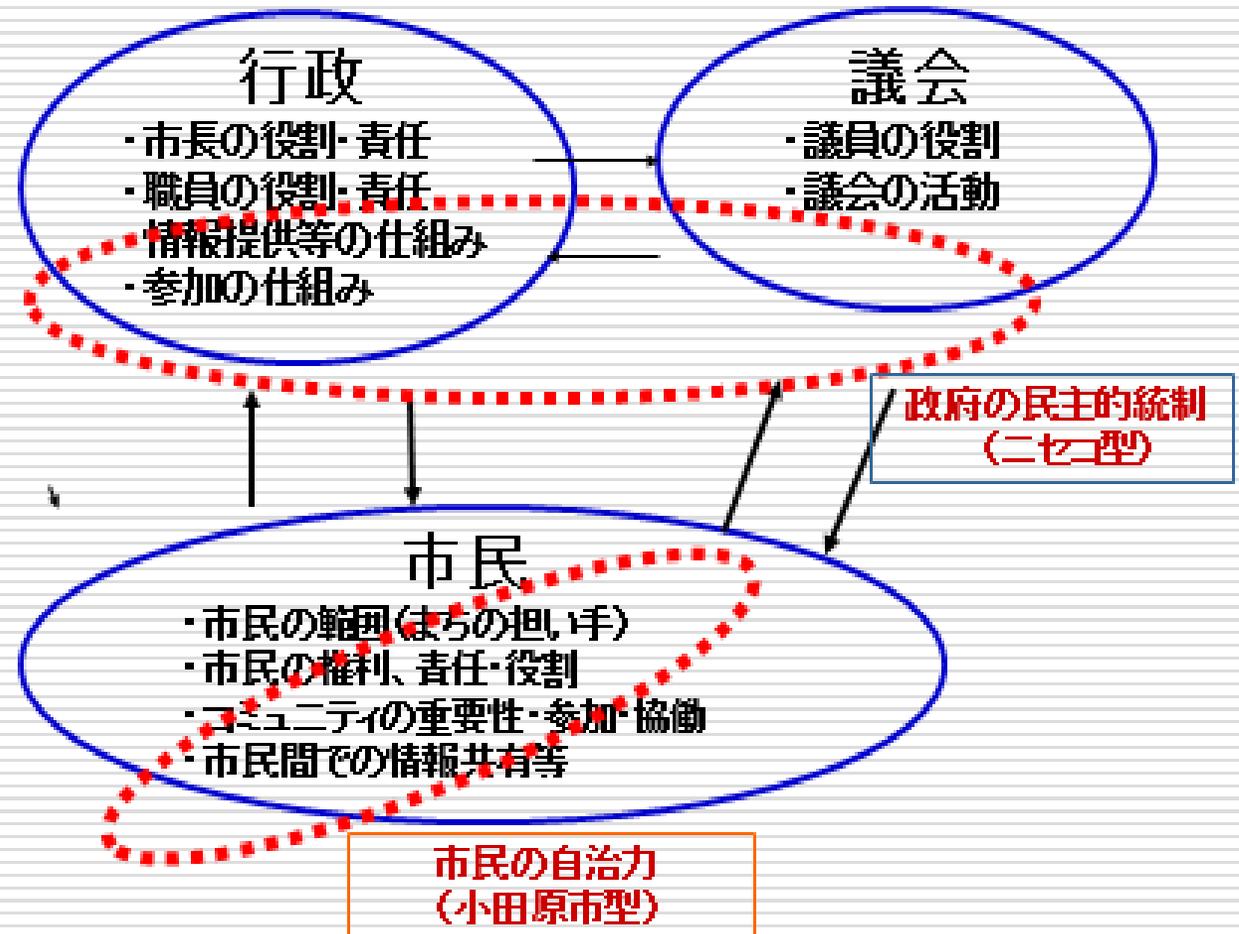
## ニセコ型

- ・市民のための役所・議会にする(民主的統制)

## 小田原型

- ・市民のための役所・議会にする(民主的統制)
- ・市民自身が存分に力を発揮する(もう一つの自治)

## 自治基本条例(2つのパターン)



# 逗子市の自治基本条例とは何か

## ■現況

- ・2000年制定のニセコ町まちづくり基本条例が最初
- ・全国で300以上ある

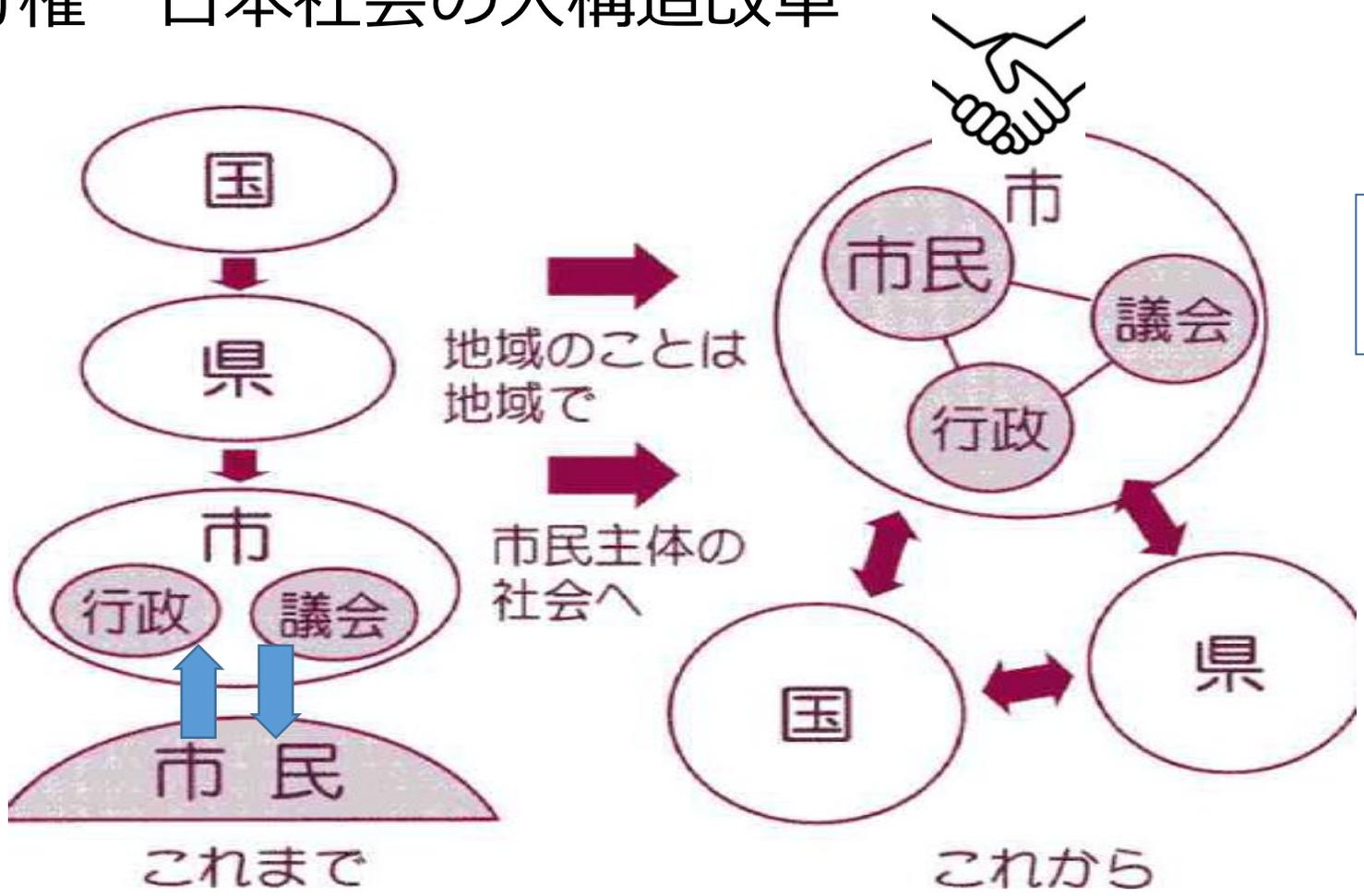
## ■「**自治の基本を問い直す**」条例

- ・なぜ、今、問い直すのか
- ・問い直さないと何が困るのか

# なぜ、今、自治の基本なのか これまでの自治では立ち行かない

## ●地方分権 日本社会の大構造改革

地方自治法(昭和22年)  
**住民が主語の条文**  
6条しかない/500条  
住民不在の地方自治



首長、議員、職員、  
市民が変わる

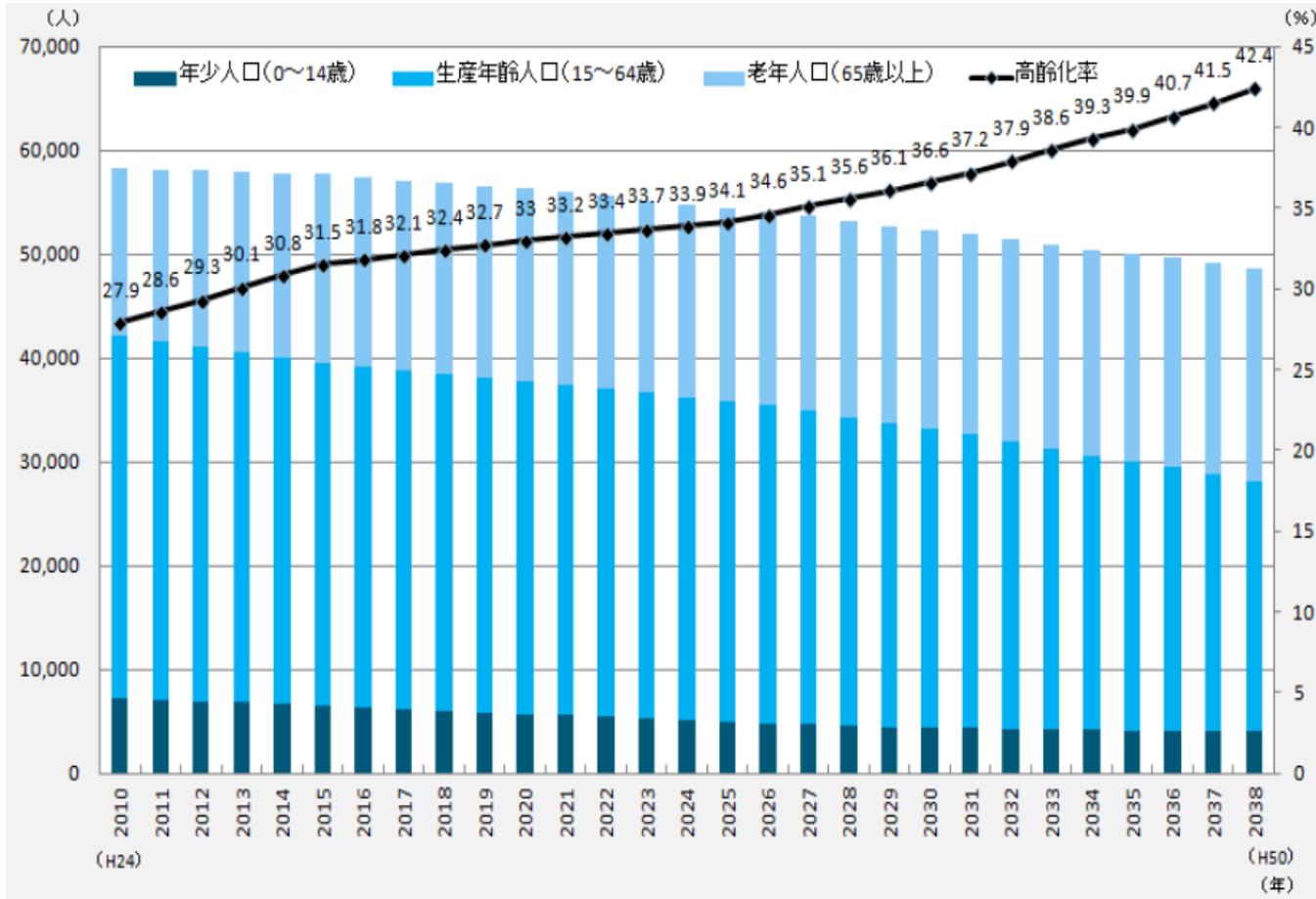
⇒自治の組み立て直し

# なぜ、今、自治の基本を問い直さないといけないのか

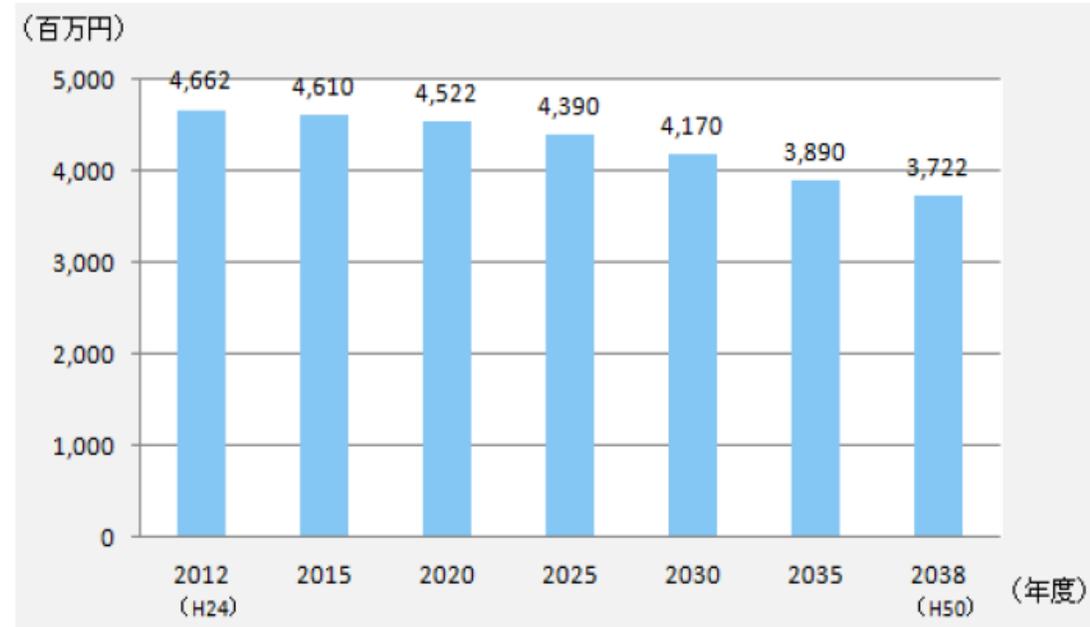
## 《逗子市のまちの構造》

10人に4人が高齢者

### ● 逗子市の将来の年齢構成と高齢化率（推計）



### ● 逗子市の将来の個人市民税収入の見込み



歳入の4分の1が個人市民税。  
それが減少(46億⇒37億)

⇒自治の組み立て直し

そもそも

私たちは力を持っている

そもそも自治とは・私たちの国は

- ・協力・助け合い
- ・知恵と工夫



ひとり一人が力を発揮する

(憲法13条)個人として尊重される



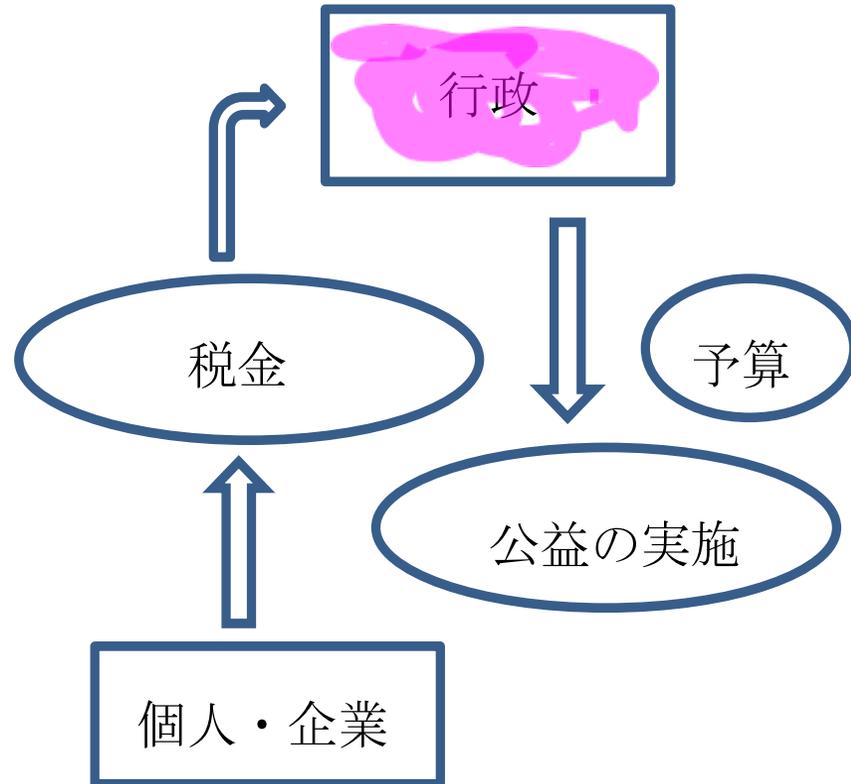
憲法の設計思想→市民力をエネルギーに幸せに暮らせる社会をつくっていく

もう一度思い出そう

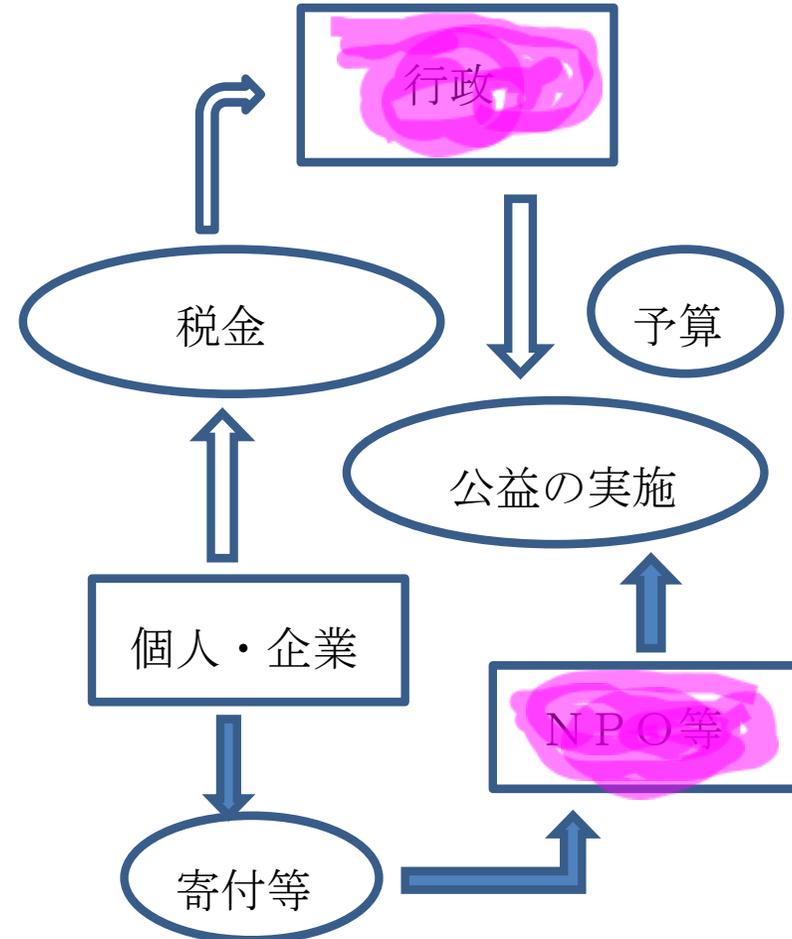
# 新しい自治の仕組みをつくる 「自治基本条例」

新しい自治 (=もう一つの公共をつくらないと)、私たちの暮らしが守れない

従来



もうひとつのルート



1990年代が日本社会の境目

- ・市民の価値観が変わった
- ・経済成長の頭打ち

どのように「まちをつくる」のか 私の言葉でいえば  
**野球は9人でやろう(全員野球)**

これまで**行政・議会**だけで野球をやっていた。  
観客席にいた**市民**も野球をやろう

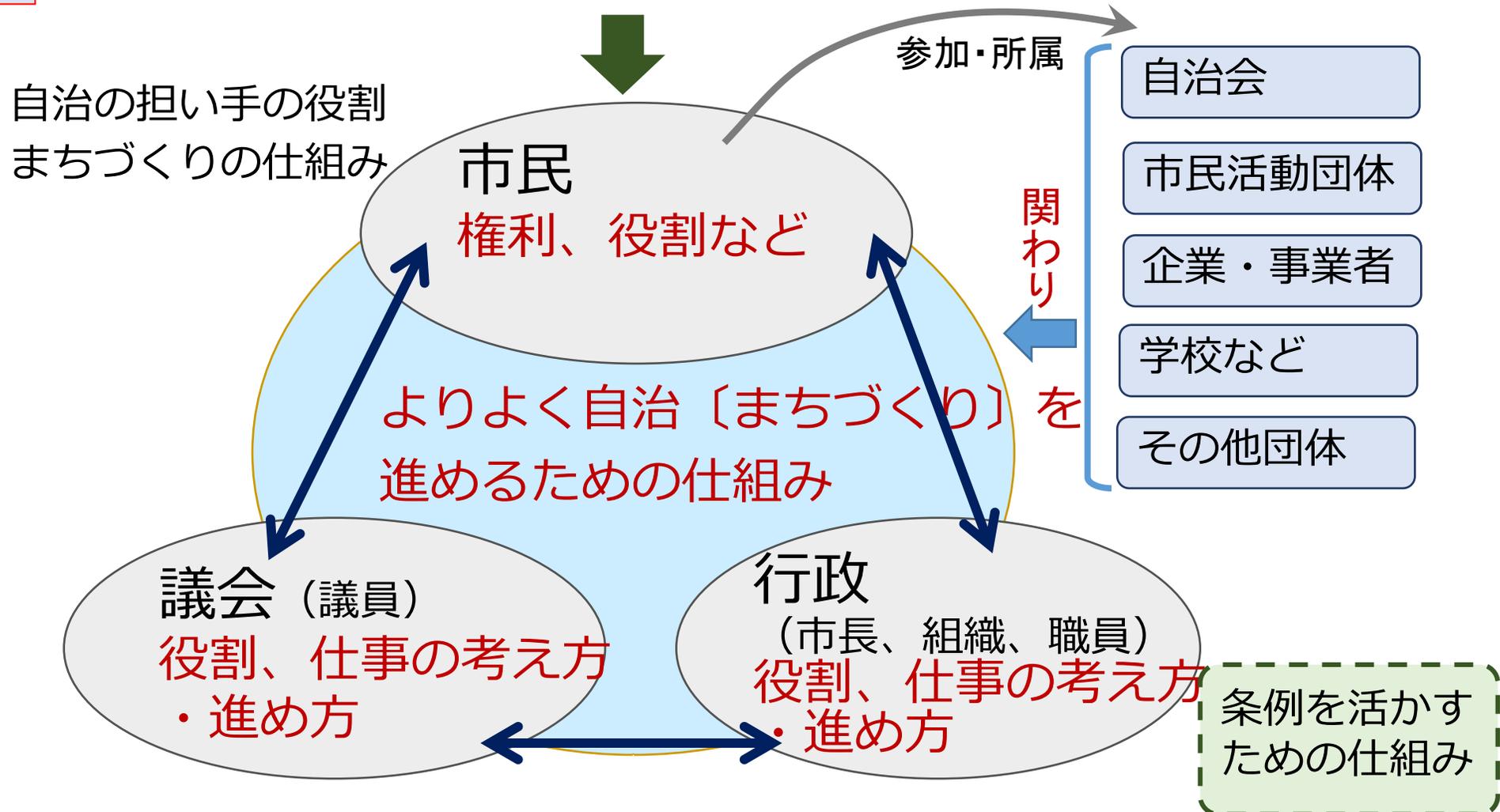
そのルール⇒自治基本条例



9人で野球をやる  
ルールを考える

# 自治基本条例

自治〔まちづくり〕の基本となる考え方



# 自治基本条例で書かれること・検討すべきこと

## 市長が変わる

### • 1. 地方自治法の市長 代表・事務の管理

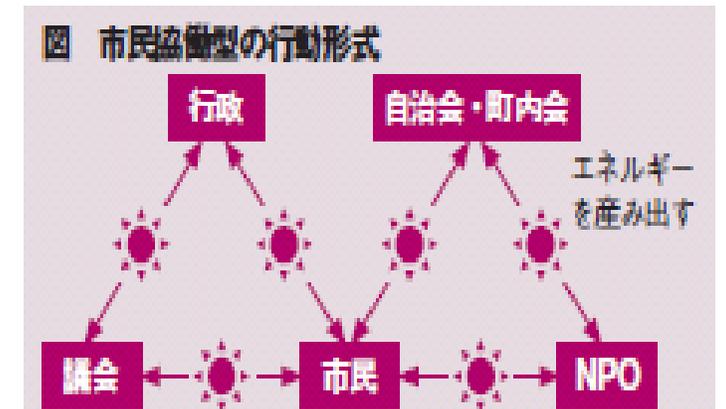
- ・普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する(147条)。
- ・普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する(148条)。

### • 2. これからの市長

リーダーシップ(みんなの力を束ねる)

### • 3. それを表す新たなルール

- ・市長のマニフェスト
- ・市長の宣誓
- ・そのほか



(就任時の宣誓)

第27条 町長は、就任に当たっては、日本国憲法により保障された地方自治の本旨をより拡充し、この条例の理念を実現するために、大平町の代表者として公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければならない。【大平町】

# 自治基本条例で書かれること・検討すべきこと 職員が変わる

## 1. 地方自治法の職員

### 市長の補助機関

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に**委任**し、又はこれに臨時に**代理**させることができる（地方自治法153条）。



## 2. これからの職員

- ・プランナー
- ・市民の伴走者
- ・その他

### (職員の責務)

第13条 職員は、市民のために働く者として、公正かつ誠実に職務を行います。

2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を行います。

【新城市自治基本条例】

# 既存条例の見直し 市民が存分に力を発揮するような職員

## 人事

別記様式

(教育公務員、消防職員をのぞくその他の職員)

### 宣 誓 書

私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ擁護することを固く誓います。

私は地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名



昭和27年10月28日条例第19号

間違いではないが、「市民」も「参加」も「協働」も出てこない

# 自治基本条例で書かれること・検討すべきこと 議員・議会が変わる

## 1. 現状の議会・議員

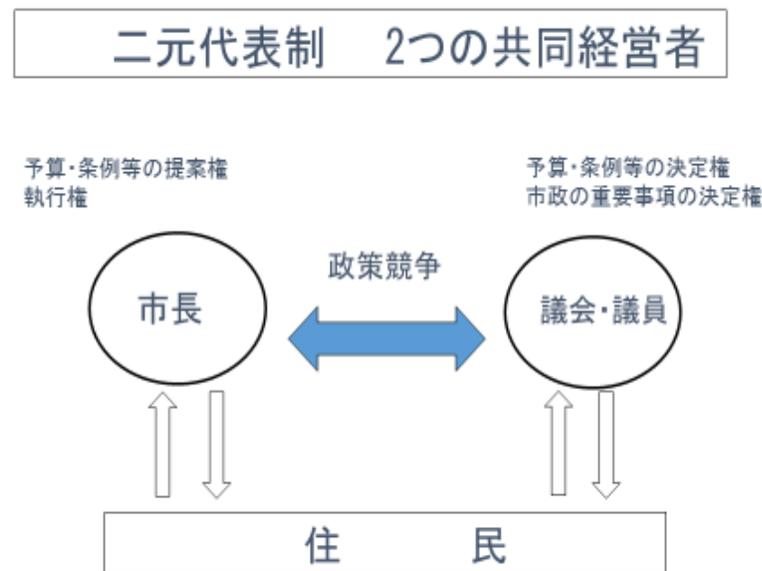
チェック機能

## 2. これからの二元代表制

自治の共同経営者としての役割

- ・チェック
- ・政策提案＋市民との対話

2 議員は、住民の代弁者であることを自覚し、あらゆる機会を通じて常に学習し、住民との意見交換に努めなければならない。



# 議会・議員が存分に役割を発揮する

## ①議会・議員でなければできない政策

議会基本条例など

## ②地域全体を考えた政策

行政が縦割りの運営になりがちなかで、広い視野から地域全づくりを目指す。

- ・ 中小企業振興条例（川口市）
- ・ 地産地消推進条例（えさし市）

## ③地域や住民の要望を反映する政策

地域に密着する議員ならではという条例

- ・ 空き家対策条例（全国）

## ④少数者のための政策



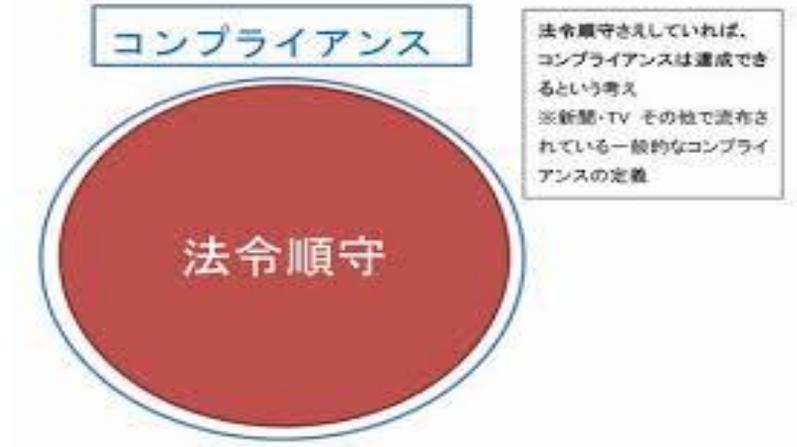
## 誤ったコンプライアンス

目の前に課題があっても、  
→どこに法的根拠があるのだというクレーム

職員が安心して行動できる裏付けをつくる  
条例・・・正当性、納得性が高いから

### 空き家対策条例

空き家への立ち入り調査



自治基本条例で書かれること・検討すべきこと

## 市民が変わる

### 1. サービスの受け身あるいは要望する市民

### 2. 知識、経験、行動力を存分に発揮する市民

- 市民の位置づけ
  - ・市民の権利と役割
  - ・NPO
  - ・地域コミュニティの位置づけ
- 参加、協働を後押しする規定
  - ・情報共有
  - ・参加協働の規定
  - ・支援のための規定

# 市民による自主的なまちづくり

## 安心して徘徊できるまちづくり (大牟田市)



### (市民の権利)

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。

2 市民は、市政に参加する権利を有する。

### (市民の責務)

第6条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市政に参加するときは、他のものの意見及び行動を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない、 【茅ヶ崎市自治基本条例】

# ☆市民が変わる 高齢者は、知識や技能を持っている 重要な人材・人財である

## 葉っぱビジネス



徳島県上勝町  
徳島市中心部から車で約一時間程。人口は1,997名 854世帯、高齢者比率が49.5%



# これまで出番の少なかった**若者の活躍**

(参加)

第14条 市は、市政に関する計画及び政策を策定する段階から市民の参加を促進します。

2 市は、**市民の多様な参加の機会**を設けます。



(若者政策条例)

第1条 この条例は、若者が活躍するまちの形成の推進について、基本理念を定め、並びに若者、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、若者が活躍するまちの形成の推進の基本となる事項を定めること等により、総合的に若者が活躍するまちの形成の推進を図り、もって市民が主役のまちづくり及び世代のリレーができるまちの実現に寄与することを目的とする。

**立ち上がりん、  
新城の若者よ。**  
～まちを描け！若者議会メンバー募集～

**「若者議会」とは**  
新城市若者議会条例にもとづき、平成27年4月1日に設置されました。若者が意見を出し合い、若者が活躍できるまちの実現に向けて政策を実行していきます。「今新城に必要なもの」を若者の視点で考えます。

**挑戦資格**

1. 新城に在住・在学・在勤いずれか
2. おおむね16歳～おおむね29歳まで
3. 新城が好きの方

◆定員 20名以内  
◆任期 1年  
◆回数 月2回程度

**その他**  
市外委員5名 同時募集 /

**若者議会**

募集期間：**4月1日(金)～28日(木)**  
連絡先：新城市 まちづくり推進課 Phone **0536・23・7692**  
申し込み方法など、詳しくはコチラ **新城市 若者議会 検索**

# 外国人のコミュニティ参加

## 「市民」の概念

### 外国人と消防団

**村のため「心を日本人に」 = 移住外国人も復興に  
尽力 - 消防団活動も・熊本地震**



消防団員は、現行法令上、消防吏員と同様に一定の公権力の行使を行う権限を与えられておりますことから、日本国籍を持たない者を消防団員に任命するかどうかにつきましては、各市町村において、公務員に関する基本原則及び現行法令上消防団員に付与されている権限等を踏まえて適切に対処をしていただくことが必要であると考えております」(第169回国会 総務委員会 第14号平成二十年五月十五日(木曜日))

# これまでまちのために力を発揮していなかった「事業者」 に存分に力を発揮してもらおう(焼津市ふるさと納税)

- お礼品の品数が日本一  
お礼品数 1,000品以上(140社)  
2位以下を圧倒
- お礼品のジャンル・種類が多い  
選択肢が多い  
食品に限らず、幅広く採用
- **たった1年半で日本で2番になった**

**全員野球**

2 市民(事業者を除きます。)、議会及び市長等は、事業者が行う経済活動がまちづくりに貢献するものであることに鑑み、事業者の活動に対する理解に努め、事業者とともにまちづくりに取り組みます  
(焼津市自治基本条例)

# 地域コミュニティ

(地域自治区の設置)  
第17条 市は、地域内分権を推進するため、別の条例で定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を担い、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置します。【新城市】

## 地域自治を推進するしくみ



**必** 必要な施策をタイムリーに**実施**！ **具** 体的な「かたち」として**実感**！

# 情報共有の仕組みを位置づける

情報提供・情報共有も  
市民間での共有も



情報公開請求  
も大事だが

(情報共有)

第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供しよう努めること。
- (2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。
- (3) 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 市が管理する情報の公開を求められたときは、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。

【茅ヶ崎市自治基本条例】

# 参加・これまで・・・

あまりに、それぞれの力が出ないシステム



自治基本条例で書くべきこと 力ができる仕組み

# 参加・協働の仕組みを位置づける

会議の仕方も  
(南区区民会議)



(参加)

第14条 市は、市政に関する計画及び政策を策定する段階から市民の参加を促進します。

2 市は、市民の多様な参加の機会を設けます。

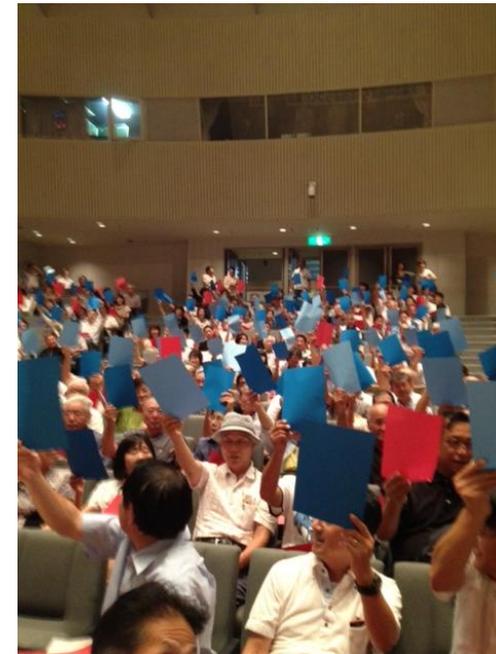
【新城市自治基本条例】

ワークショップ

- ・声の小さな人も発言できるように
- ・行政職員も参加する
- ・みんなの知恵を活かす

# みんなで集まる・話をする (新城市市民まちづくり集会)

市長、議員、市民が一堂に集まる、  
まちの重要な課題を議論する



市民が  
企画・運営

(市民まちづくり集会)

第15条 市長又は議会は、まちづくりの担い手である市民、議会及び行政が、ともに力を合わせてより良い地域を創造していくことを目指して、意見を交換し情報及び意識の共有を図るため、3者が一堂に会する市民まちづくり集会を開催します。【新城市】

# 市民、行政、議員の3者が一堂に会して議論する試み（焼津市）



日時 平成27年12月19日(土)13:30~16:30 (受付13:00~)  
会場 焼津市総合福祉会館 ウェルシップ 多目的ホール  
申込方法 12月11日(金)までに電話またはメールでお申し込みください  
※どなたでも参加できます。参加費無料

◇テーマ：縁とつながりて育む「住み続けたい焼津」  
～多様な幸せを生み出す「ホシモノの地方創生」に向けて～

●話題提供・事例発表

「焼津市未来創生総合戦略」について  
「市議会の議会改革の取り組みと焼津のまちづくり」について  
「まち・ひと・しごと」の市民のホンネ

～若者の立場から・地元企業の立場から・働く女性の立場から 発表

●ポイントの取りまとめ コーディネーター 松下 啓一 氏

(相模女子大学 人間社会学部社会マネジメント学科 教授)

●みんなでワークショップ 参加者同士で意見交換を行います



今年の大ワールドカフェの様子

議会も主催者

(まちづくり市民集会)

第17条 市長は、協働してまちづくりを進めるため、まちづくり市民集会を開催します。

2 まちづくり市民集会は、市民、議員及び市長等が参加し、地域社会の課題や焼津市の未来について意見交換し、情報を共有することを目的とします。

3 市長は、特別の事情がない限り、まちづくり市民集会を年1回以上開催します。 【焼津市自治基本条例】



## 要するに 自治基本条例とは

- ・自治の関係者（市長、職員、議会・議員、市民、NPO、自治会・町内会、企業など）が、
- ・まちのため（みんなのため）に、存分に力を発揮し、住みよいまちをつくっていく。
- ・そのための理念や方向性を定め、存分に力をするためのルールや仕組みを規定したもの

⇒持続可能な自治の実現